

1. 国税総合管理（KSK）システムの導入経緯

<導入以前>

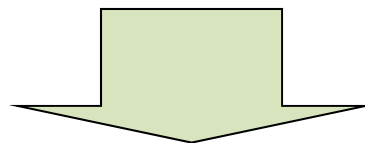
経済成長に伴う事務量の増大や質的な複雑化に対応するため、事務の合理化・効率化のためにコンピュータの活用を推進。

昭和41年～ 都市局※にバッチ処理を主体としたシステムを導入・順次拡大（昭和54年完了）。

※ 東京国税局、大阪国税局、名古屋国税局及び関東信越国税局のうち10税務署

昭和54年～ 地方局※にオンライン処理を主体としたシステムを導入・順次拡大（昭和62年完了）。

※ 都市局以外の8国税局（所）及び左記を除く関東信越国税局の税務署



<導入>

- ① 都市局と地方局で異なったシステムから国税局・税務署をネットワークで結んでオンライン処理できるシステムに統一。
- ② 経済取引の複雑・広域化、情報化の急速な進展等を踏まえ、地域や税目を超えた情報を一元的に管理するため、発展性のある新しいコンピュータシステムを導入。

昭和63年 導入決定

平成7年 東京国税局管内の2税務署、仙台国税局管内の2税務署において試行を開始

平成9年 東京国税局管内全税務署に導入

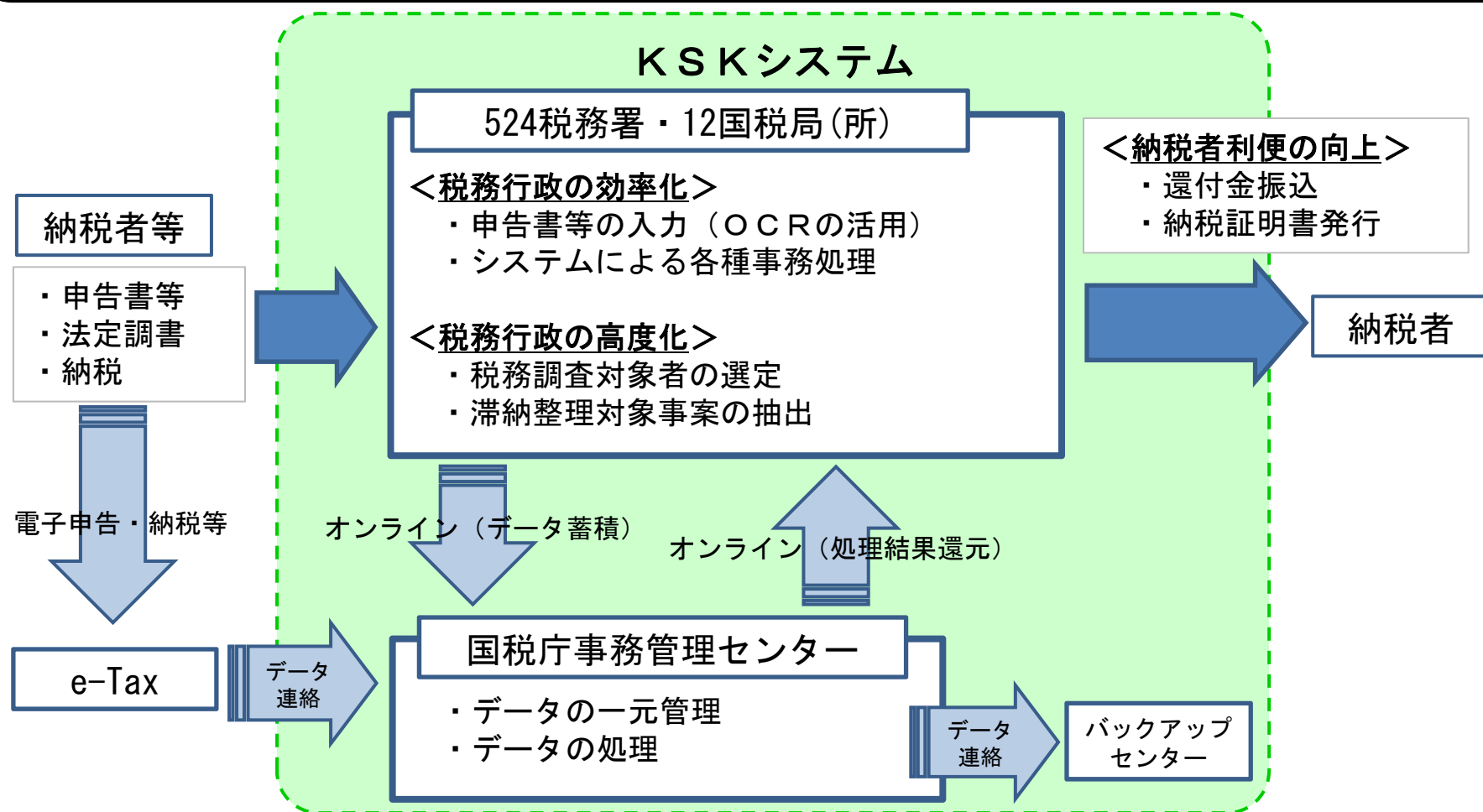
平成11年 大阪国税局管内全税務署に導入

平成12年 名古屋国税局管内全税務署、関東信越国税局管内の10税務署に導入

平成13年 全国導入完了

2. 国税総合管理（KSK）システムの概要

国税総合管理システム（以下「KSKシステム」という。）は、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。



3. 前回の公開プロセスを踏まえた取組

○前回の行政事業レビュー公開プロセスにおける結果の概要(平成25年5月)

【評価結果】

事業内容の改善

【取りまとめコメント】

次期の機器更新にあたっては、セキュリティを十分に勘案し、システムの安定運用を前提としつつ、一者応札の改善に向けた具体的な取組の検討を含め、さらなるコスト削減に引き続き取り組むこと。

○公開プロセスの結果を踏まえた取組状況(平成27年度実施済み)

【全体方針】 ①定期的なリプレイスによるシステムの安定性・信頼性の確保、②一者応札の改善、③さらなるコスト削減の検討、などの検討を踏まえ、機器更改を実施。

<①システムの安定性・信頼性の確保>

・システムの安定性・信頼性の確保に当たり、機器等の故障に伴うシステム停止を防ぐため、一部の機器や部品を冗長化するとともに、事務管理センター罹災時を想定し、バックアップ機能を拡充。

<②一者応札の改善>

事業者の参入機会拡大、提案内容及び作業品質向上を図るため、以下の取組により一部複数応札が実現。
・調達区分について、前回調達後に仕様書受領業者へのヒアリングにおける意見も踏まえ、ベンダーの依存度が低いネットワーク機器を分離して調達。(前回5区分⇒8区分)
・調達手続の期間を拡大(前回173日⇒181日)、導入作業期間を拡大。(前回426日⇒456日)

<③コスト削減の取組>

・業務システムの稼動にリスクが生じないよう配慮しつつ、プラットフォーム(OS、DBMS)が同じシステム機器について、仮想化技術の導入により機器を集約・統合を行い、物理サーバの台数削減を実施。

4. 次期システム更改に向けた検討

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」や「政府情報システム改革ロードマップ」等、これまでの累次の政府全体方針に沿って、定期的な機器更改を実施してきたところ、次回、平成33年1月に予定している機器更改に際しては、システムの安定性・信頼性を確保しつつ、上記方針における目標達成に向けて、運用コスト削減を図る。

次期システム更改に向けて、専門的な第三者の意見・支援を受けながら、検討を進めているところ。

《第三者による意見・支援の内容》

○外部委託による刷新計画策定調査の実施（アドバイザーの活用による検討）

KSKシステムに係るシステム構成、業務特性、システム利用状況等について調査・分析を実施し、運用コスト削減の観点で課題を抽出するとともに、それらの課題について、技術動向や市場動向を踏まえ具体的な改善策の検討を実施。

○官報公示による資料提供招請の実施（調達仕様等の策定に向けた事業者からの情報）

上記の検討に基づいて、費用削減に資するためのより具体的な機器構成の検討を行うために、必要となる機器・製品又はサービスの技術動向を踏まえた最新情報について広く資料提供招請を実施し、事業者から資料の提供を受けた。

これらの取り組みにより、財務省CIO補佐官の助言も受けながら、以下の方針を策定。

(1) KSKシステム(メインフレーム)の性能の見直し

機器の能力を効率的に使用できるよう機能改修を行った上で、機器の性能の見直し(ダウンサイジング)を実施。

(2) センターに設置しているサーバ台数等の削減

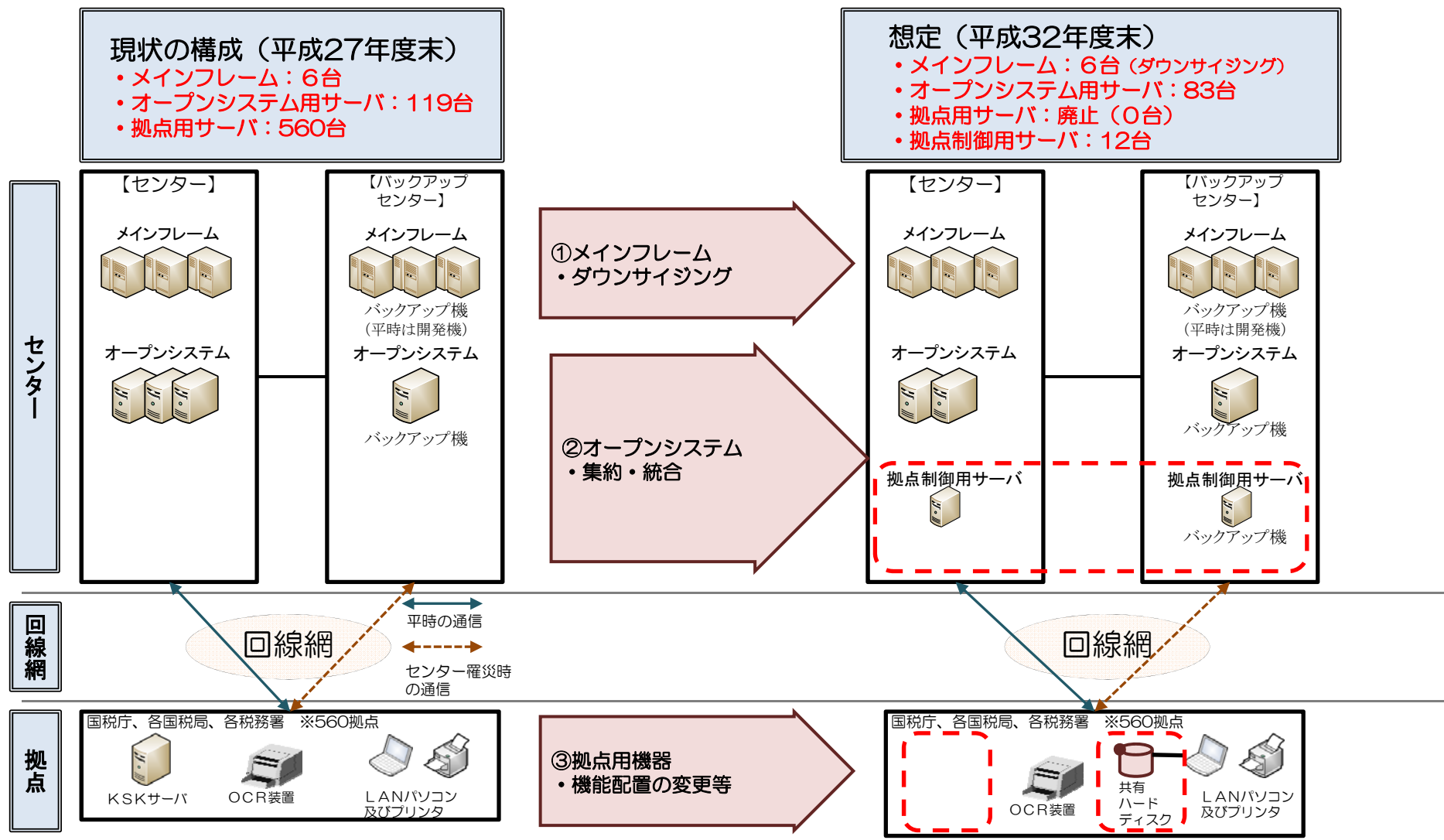
KSK(オープンシステム)のサーバや周辺装置(ハードディスク装置やネットワーク機器)について、業務システムを跨った機器の集約・統合を進め、台数を削減。

(3) 拠点用サーバのセンターへの集約

各局署等に設置している拠点用サーバ約560台を全廃し、事務管理センターに新設する12台のサーバに機能を集約。

なお、各拠点には、通信回線への負荷を軽減するため、実行資源(プログラム)及びイメージデータを格納する廉価な共有ハードディスクを配備。

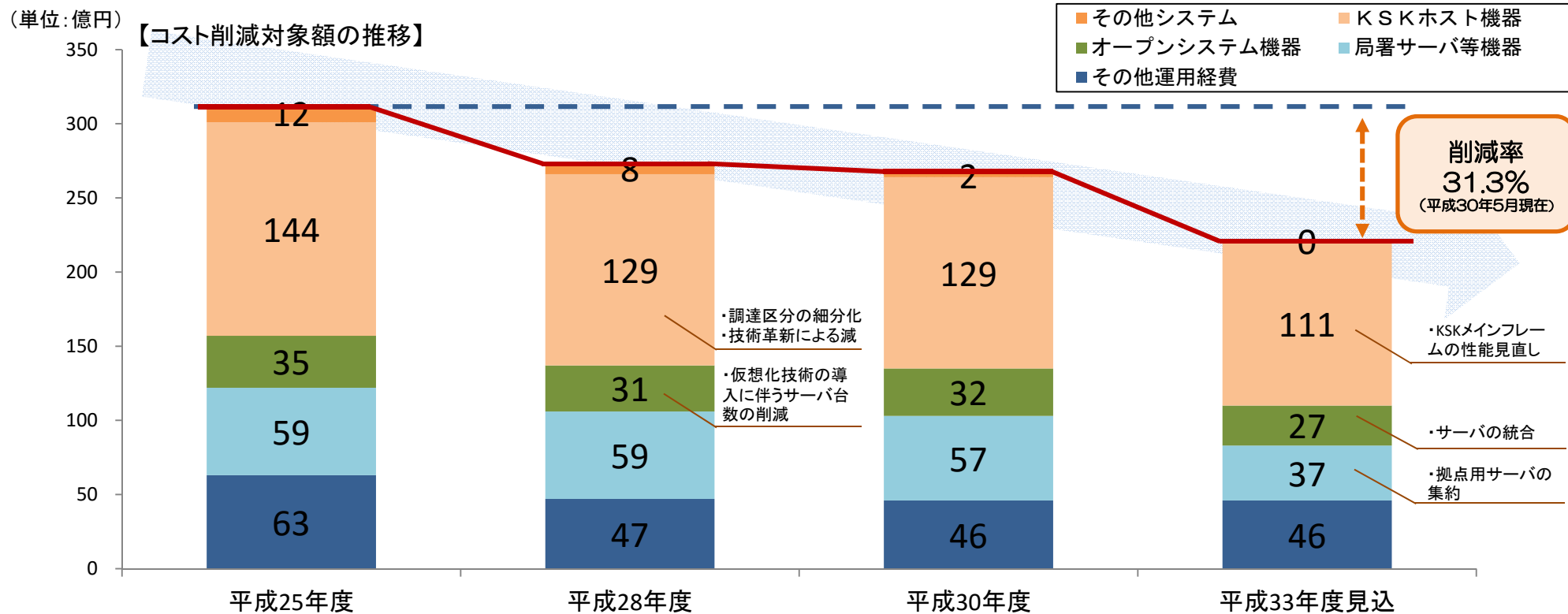
5. 次期システム更改に向けた具体的検討



※機器更改に際しては、コスト削減のための取組みのみならず、課税・徴収の効率化・高度化に資する取組みも、併せて実施することとする。

6. 運用コスト削減の取組状況

「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、平成33年度までを目途に運用コストの圧縮(3割削減)を目指すこととされている。



削減率の算出計数 (対25年度削減額)	平成25年度	平成28年度	平成30年度	平成33年度見込
	314	268 (▲46)	259 (▲55)	216 (▲98)
KSKシステム運用コスト				
コスト削減対象額	302 (外12 ※)	267 (外8 ※)	264 (外2 ※)	222
予算額	302	285	302	251

注1. コスト削減対象額については、項目ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない。

注2. 削減率の算出計数については、コスト削減計画に基づき、消費税率を5%で算出している。

注3. 運用コストの削減率については、コスト削減計画に基づき、KSKシステムに統合される他のシステムの運用コスト(※)も含め、算出している。

注4. 運用コストの削減率については、千円単位で算出していることから、億円単位の削減率とは一致しない。

注5. 平成25年度以降に、制度改正等の理由により増加した運用経費は、コスト削減の対象から除外している。

7. その他の取組（国税庁における一者応札の改善に向けた全般的な取組）

国税庁における情報システム関係の調達には、「一者応札、応募に係る改善方策について」（21年3月、財務省）、「平成30年度財務省調達改善計画」（30年3月、財務省）及び「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（26年12月、CIO連絡会議）等に基づき実施しており、一者応札の改善に向け①調達方法の改善、②調達の透明性確保と明確化、③特定ベンダーに依存しないシステム環境の構築、などの各種取組みを行っている。

①調達方法の改善

1. 公告期間の十分な確保

意見招請期間は20日以上、入札公告期間は50日以上を確保

2. 公告周知方法の改善

- ・官報掲載のほか、国税庁HPに調達情報の掲載による周知の実施
- ・過去の入札参加業者等に対し入札参加への働き掛けを実施

3. 設計書等の閲覧期間の確保

各種設計書等について、十分な閲覧期間を確保するとともに、閲覧時の謄写を認める改善を実施

4. 入札要件の緩和

受託者の体制及び要員に関する条件（情報処理業務経験年数の条件）等の緩和を実施

5. 合理的な調達単位による競争性の確保

応札に当たったのリスクと合理性を考慮した調達単位による競争性を確保し、コストの低減を図る。

②調達の透明性確保と明確化

1. 仕様の検討等を行うための体制整備

- ・本省PMO、CIO補佐官との連携
- ・外部専門家（調達支援業者）の知見の活用

2. 仕様の明確化

- ・システム構造など既存システムに関する仕様の明確化
- ・要件定義（業者の請負範囲、発注者の責任分界点）の明確化
- ・意見招請で提出された意見のうち、改善に資する意見について仕様書への反映

3. 複数年契約の活用

応札者のリスクを考慮した上での長期的な企業判断が可能となるよう、国庫債務負担行為を活用し、債務を明確化

③特定ベンダーに依存しないシステム環境の構築

1. オープンな技術や製品の活用による競争性確保

- ・オープンな標準的技術の活用
- ・特定製品の指定の排除
- ・広く市場に流通するソフトウェア製品の活用

2. 著作権の明確化による競争性確保

- ・著作権所有は一部を除き発注者側に帰属する旨明確化
- ・発注者側に著作権が帰属しない場合は利用許諾を明確化
- ・受託者は発生した著作権に著作者人格権を行使しない旨を明確化